



マイナ保険証の利用促進等について

医療機関等におけるマイナ保険証の利用時に生じる主な事象・課題への対応

主な事象・課題

解決に向けた対応

健康保険証は有効なのにマイナ保険証で「無効」と表示される

保険資格の確認ができず10割負担での請求を行う

顔認証付きカードリーダーが起動しない

顔認証付きカードリーダーで顔認証ができない

電子証明書の有効期限が切れるとマイナ保険証として使えなくなる

- 転職や転居等により資格変更があった際に新しい資格情報が迅速に登録されるよう、昨年6月に省令改正を行い、資格取得の届出から5日以内（資格変更から10日以内）にシステム登録を求めているが、更に保険者に対し、迅速化を図るために改善計画の策定を求め、フォローアップ調査を実施。
- オン資未登録のままマイナ保険証を使ってしまう事態を回避するために、①データ登録までの期間の周知、②登録が終わったことを通知する仕組みを導入。
- カードリーダーの起動時の不具合は、顔認証付きカードリーダーやPC（資格確認端末）の日々のシャットダウン、スケジュール機能の利用により、定期的に電源のオン・オフ（シャットダウン・再起動）を行うことで解消。
- 顔認証時の読み取りエラーは、カードを袋にいれたまま置く、カメラに近づき過ぎる、逆光や外光の影響を受けることなどが主な原因であり、エラー時の対応について周知。
- 電子証明書の有効期間の3か月前からJ-LISより更新手続きのご案内が送付されるほか、有効期限満了日まで3か月以下の場合には顔認証付きカードリーダーの画面上で更新のアラート表示を行っている。
- 本年12月より、電子証明書の有効期間満了後3か月間は、引き続き資格確認を行えるよう対応。また、12月2日以降は、有効期限満了日から更新なく一定期間経過した場合には、資格確認書を職権交付。

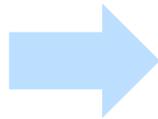
マイナンバーカードでオンライン資格確認が行えない場合には、

- 「資格(無効)」画面に表示された喪失済みの資格や過去の受診歴から確認した資格情報で請求を行うか、
- 被保険者番号等が不詳でも本人に資格申立書を記載いただき「不詳レセプト」として請求を行い、マイナ保険証を持参した患者に対して、紙の保険証の提示がなくとも適切な自己負担割合（3割等）の支払を求めるよう周知。

医療機関等におけるマイナ保険証の利用時に生じる主な事象・課題への対応

主な事象・課題

過去に別人との紐付け誤りが報じられたこともあり、安心してマイナ保険証を利用できない



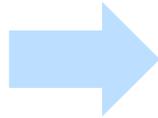
高齢者がうまくマイナ保険証を使えない、暗証番号を忘れて入力できない



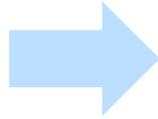
顔認証付きカードリーダーがクリニックに1台しかないので待合室が混雑する



通常の受付窓口以外で対応する方式（ドライブスルー形式等）をとっている薬局では、1台のカードリーダーで対応することになり、マイナ保険証での受付が困難



資格確認時に表示された情報に「●」が出る



解決に向けた対応

- 全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了し、そのうち確認が必要なデータについて保険者等による確認作業も完了。
- 新規加入者の登録時に全てのデータについて住民基本台帳情報と突合するチェックシステムの仕組みを本年5月から実施。
- 暗証番号の入力や顔認証が困難な場合には、目視モードによる資格確認も可能であり、引き続き周知。また、今後、来年春を目途としたシステム改修により、窓口での目視モードの操作を簡便化。
- 暗証番号を3回誤入力した場合でも、顔認証や目視モードの対応が可能。また、暗証番号を設定しない顔認証カードでもマイナ保険証としての利用が可能。
- 令和5年度補正予算によるカードリーダーの増設補助を通じて、対象となる施設（※）では増設が可能。補助の要件としている利用件数の判定期間を本年3月から7月に延長。
※ 昨年10月～本年7月のいずれかの月のマイナ保険証の利用件数が500件以上の施設が対象
- 同意の画面操作について、本年秋頃を目途に包括同意等を順次改善予定。
- 医療機関等の窓口において資格確認ができない場合として、居宅同意取得型（※）を活用したマイナ保険証による受付が可能。運用について9月頃までに提示予定。
※ 診療／薬剤情報等の照会可能期間は、外来・往診と同様の取扱いとし、同意情報登録後24時間を想定。
- 医療機関等へのマニュアルで示しているとおり、カナ氏名を確認することによる受付や、「●」表記のままでもレセプト請求が可能であり、「●」表記のままや漢字に置き換えても返戻されない。
- 上記を再周知するとともに、レセコンやオンライン資格確認等システム、保険者システムの文字コードの違いを踏まえつつ、よく「●」表記となる漢字から修正を検討。

- 会計検査院「マイナンバー制度における地方公共団体による情報照会の実施状況について」(令和6年5月15日)において、現状に即した医療保険給付関係情報のデータ登録が行われていない旨の指摘がなされているとともに、現在、医療機関等の現場において、マイナ保険証を利用した際や、健康保険証で受診しオンライン資格確認端末で資格確認を行った際に、新資格が登録されていないことで「資格無効」となっているとの意見がある。
- このような状況を踏まえ、マイナ保険証の一層の利用促進とマイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けて早期に状況が改善されるよう、保険者において以下について対策を行う。

1. 保険者におけるデータ登録の迅速化

保険者におけるデータ登録の迅速化のため、チェックリスト等を参考に事務フローの点検を行い、その結果に基づき改善計画を策定したうえで必要な取組を行うことを求める。

2. 受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行を進めるため、マイナ保険証により医療機関等を受診した際、データ登録が行われないうまま受診することがないように、保険者等から加入者に対し、

- ・ データ登録が完了しマイナ保険証が使えるようになるまでに要する期間の提示や、
- ・ データ登録が完了したことを資格情報のお知らせなどを利用して確実にお知らせするなどの対応を徹底するよう求める。

⇒ 早期に状況が改善されるよう、1.の改善計画の策定状況と2.の対応状況につき、
フォローアップ調査を実施

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応（12月1日までの取扱い）

令和6年6月21日

第179回社会保障審議会
医療保険部会

資料1
(一部改変)

R5.7.10発出通知別添1
(一部改変)

有効な保険証が発行されている方がマイナンバーカードを提示した際に適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられるようにするため、以下のご協力をお願いします。

【患者の皆様へのお願い】

- 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。

【医療機関・薬局へのお願い】

- 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。

【保険者等の皆様へのお願い】

- 不詳レセプト等に対する特定作業において、審査支払機関から照会がある場合は必要な協力をお願いします。



1. 「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合

※ 保険者による迅速かつ正確なデータ登録を徹底するとともに、データ登録が行われないうまま、マイナ保険証で受診することがないよう、加入者等に対して情報提供する等により、こうした事象自体を減らします。

※ 自衛官等はオンライン資格確認対象外であることにご留意ください。

2. 機器不良等のトラブルによりオンライン資格確認ができない場合

- (例)
- ・顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障
 - ・患者のマイナンバーカードの不具合、電子証明書の更新忘れ
 - ・停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害など

【可能であれば、いずれかの方法で資格確認をお願いします】

- ・ マイナポータルの資格情報画面（ダウンロードしたものを含む。）（患者自身のスマートフォンで提示可能な場合）
- ・ 保険証（患者が持参している場合）

【上記の方法により資格確認できない場合】

- ・ 受診等された患者の皆様へ、被保険者資格申立書の記入をお願いします。

※ 過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出を求めする必要はありません。

患者自己負担分（3割等）を受領

1. 現在の資格情報の確認ができた場合は、当該資格に基づき請求をお願いします。

2. 1が困難な場合でも、過去の資格情報（保険者番号や被保険者番号）が確認できた場合には、当該資格に基づき請求をお願いします。

3. 1・2のいずれも困難である場合には、保険者番号や被保険者番号が不詳のまま、請求を行ってください。

※ この場合、診療報酬等のお支払いまでに一定の時間をいただくことがあります。

- ・ 受診等された患者が加入している保険者が負担します。

※ 過去の資格情報に基づき請求されたレセプトや、資格情報不詳のまま請求されたレセプトについても、審査支払機関において、可能な限り直近の保険者を特定します。

- ・ 最終的に保険者を特定できなかった場合には、災害等の際の取扱いを参考に、保険者等で負担を按分します。

※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。

※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。

医療機関・薬局にマイナンバーカードを持参された方の 資格確認とレセプト請求（12月1日までの取扱い）

令和6年6月21日

第179回社会保障審議会
医療保険部会

資料1

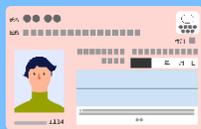
マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

問題なし

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

マイナ保険証



※追加で保険証の提示は
不要

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



※追加で保険証の
提示は不要

健康保険証

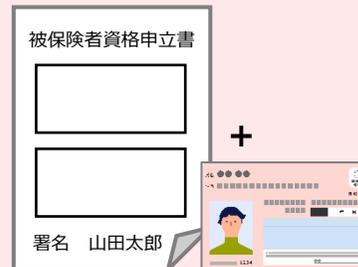


左のいずれも
確認できない場合

過去の受診で必要
情報を把握してい
れば、患者への
口頭確認

過去の受診からも確認できない場合

被保険者資格申立書



患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

（事後確認）

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、
レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロード
しておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください

- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

顔認証付きカードリーダーの簡単チェックシート（統合版）

顔認証付きカードリーダーなどが正常に動作しないときは、このチェックシートをご活用ください

✓ PCやカードリーダーの電源をずっと入れていませんか？

PCやカードリーダーの再起動または電源のオンオフを試してください。
※パナソニックコネク社のカードリーダーはPCを再起動すると連動して自動で再起動されます。
PCやカードリーダーは定期的なアップデートや熱くならないように、過熱防止が必要です！
再起動や電源のオンオフをいただくことで、PCやカードリーダーがアップデートされ、過熱防止にもなります！



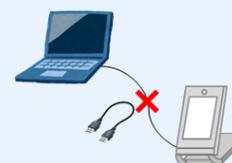
✓ カードリーダーに直射日光など光が直接当たっていませんか？

カードリーダーに直接光が当たっていると顔認証が、うまくいかない場合があります。
光の当たらない場所にカードリーダーを移動してください。



✓ ケーブルが抜けていませんか？

ケーブルが抜けていたり、接続口にしっかりと接続されていないと「ネットワークエラー」となり、カードリーダー等が止まります。
PCとカードリーダーをつなぐケーブルが抜けていないか、確認してください！
ケーブルが抜けていない場合は、接触不良の可能性がありますので、ケーブルの抜き差しをお試しください！



✓ インターネット接続が切れていませんか？

PCのネットワーク設定がOFFになっていないか、確認してください。
Windowsの「スタート」ボタンから、「設定」を選択し、「ネットワークとインターネット」を選択していただくことでネットワークの接続状況をご確認いただけます！



✓ 他の機器で同じインターネットを使っていますか？

他のPCやスマート家電など他の機器で同じネットワークを使用すると「ネットワークエラー」となり、止まります。
PC専用のネットワーク回線としてください！



※別途、カードリーダーのメーカー各社に対応したチェックシートもポータルサイトに掲載中

マイナンバーカードの電子証明書の有効期間に関する対応

これまでの対応

- 有効期間満了日の3か月前から、本人の元に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、更新手順の案内の封書が送付されている。
- 有効期間満了日まで3か月以下となった場合には、医療機関・薬局での資格確認の際に、顔認証付きカードリーダーの画面上で、市区町村の窓口で更新手順を行うようアラートを出す機能を設けた。



今後の対応

- 本年12月より、電子証明書の有効期間満了日から3か月の間は、通常どおり暗証番号の入力や顔認証等により本人確認を行うことを前提として、手元にあるマイナンバーカードを活用してオンライン資格確認を行うことができるよう、必要なシステム改修を実施。
- 12月2日以降は、電子証明書の有効期間満了日から一定期間を過ぎても、なお更新手順が行われない場合には、本人からの申請によらず、医療保険者等から資格確認書を交付。

国民の皆様安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、以下の取組を完了

① 登録済みデータの点検

- **全ての登録済みデータ（1.6億件）について、住民基本台帳情報との突合を完了【令和5年11月】**
確認が必要な約139万件について閲覧停止をしたうえで、保険者等による**確認作業を終了**
【～令和6年4月】

② 新規の誤り事案の発生を防止

- 今後の新規加入者の登録時に、**全てのデータについて住民基本台帳情報とのシステムによる突合**を実施
【令和6年5月7日～】

※ 資格取得届における個人番号等の記載義務を法令上明確化。やむを得ず保険者が住民基本台帳情報を取得して加入者の個人番号を取得する場合には、必ず4情報（漢字カナ氏名、生年月日、性別、住所）により照会を行うこと明確化【令和5年6月～】

目視確認モード（立ち上げ方法・利用方法）

目視確認モード立ち上げの流れ

1. 資格確認端末操作

- 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下してください。

2. 目視確認モードに切り替え

- 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えてください。

目視確認モード利用方法の流れ※

1. 目視確認

- 顔写真を目視で確認し本人確認を行ってください。
- 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。
- 患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れてください。

2. マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く

- マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。



※詳細は「オンライン資格確認等システム運用マニュアル」をご確認ください。

目視確認モードについて、医療機関等の職員から使いにくいと指摘されていることも踏まえ、モードの切り替えの操作が円滑に行えるよう、顔認証付きカードリーダーのソフトウェアの改修等を予定。（来年春の実装を予定）

マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

2. 医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援

マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援

○補助内容

2023(R5)年10月から2024(R6)年7月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が500件以上の機関については、顔認証付きカードリーダー1台の増設に要した費用の一部を補助する。

なお、病院については、以下の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台まで、増設に要した費用の一部を補助する。

機 関	利用件数	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 ※1台運用機関1,500件以上	2,000～2,499件 ※2台運用機関2,000件以上	2,500件以上
1台の無償提供を受けた施設		1台	2台	3台	—	—
2台の無償提供を受けた施設		—	1台	2台	3台	—
3台の無償提供を受けた施設		—	—	1台	2台	3台

○補助対象・補助率

顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の購入費用・工事費に対して1/2補助。

〔補助上限額〕

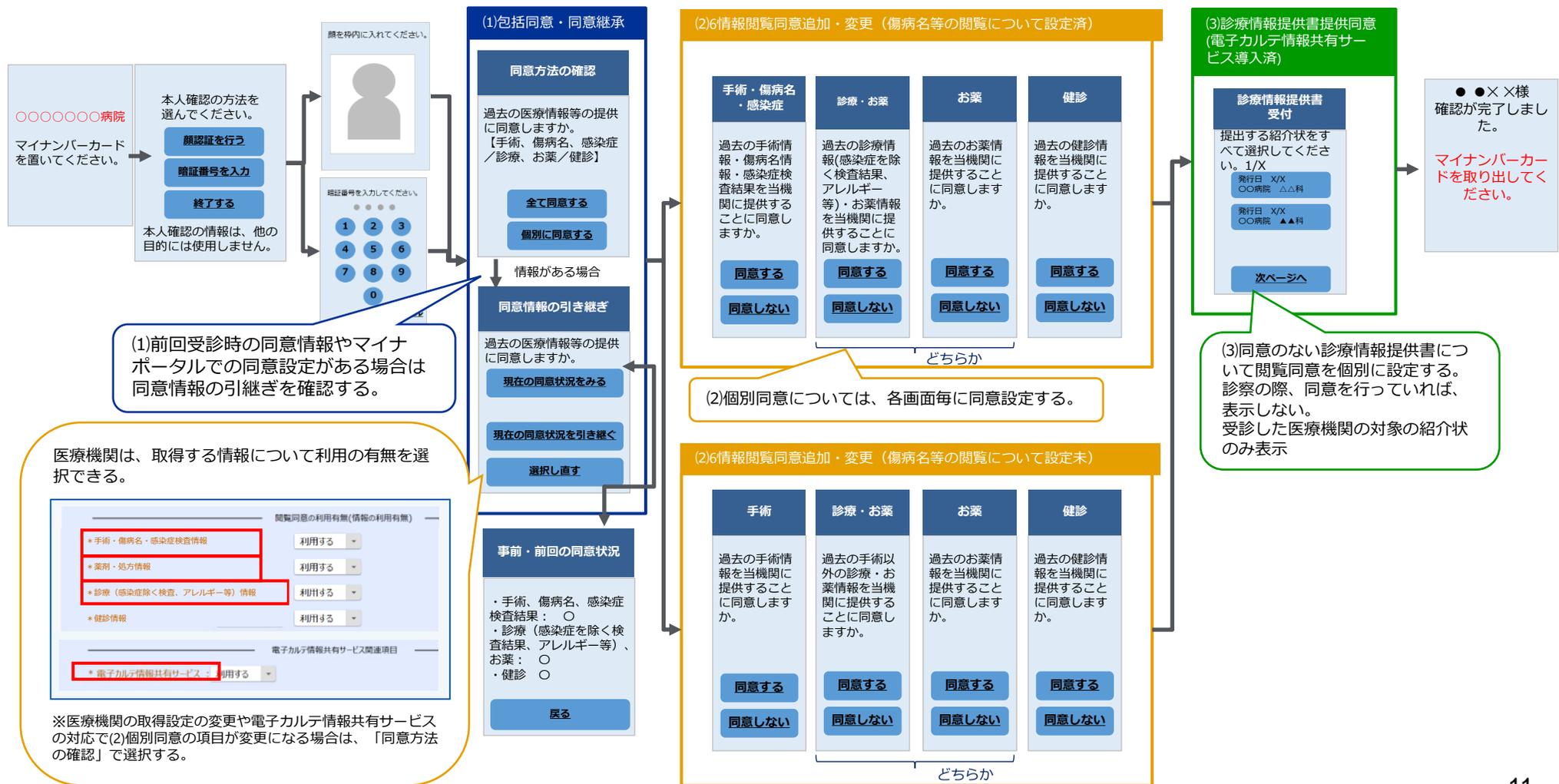
病院	1台	2台	3台
	275,000	450,000	625,000

診療所 薬局	1台
	275,000

顔リーダーの改修事項について

基盤WGや医療等WGでこれまで検討を踏まえ、顔リーダーの閲覧同意に係る画面遷移を示す。患者は各医療機関毎に同意を設定する。

開始 → 本人認証 → 閲覧同意確認 → 資格確認



現行の顔認証付きカードリーダーの画面遷移

来院

① マイナンバーカードを置く 【患者】



本人確認

② 本人確認方法を選択 【患者】

本人確認の方法を選んでください。

顔認証を行う

暗証番号を入力

終了する

本人確認の情報は、他の目的には使用しません。

③ 顔の撮影、又は暗証番号を入力 【患者】

顔を枠内に入れてください。

暗証番号を入力してください。

● ● ● ●

1 2 3

4 5 6

7 8 9

0 キャンセル

同意取得

④ 診療/薬剤情報・特定健診情報等の閲覧同意を選択 【患者】

過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。	過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。	(40歳以上対象) 過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。 この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。
同意する	同意する	同意する
同意しない	同意しない	同意しない・40歳未満の方

完了

⑤ 資格確認等が完了 【患者】

●●××様
確認が完了しました。

終了する場合は、マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

高額療養費制度を利用する方は
こちら

同意取得 ※高額療養費制度を利用する方のみ

⑥ 提供する情報 (限度額情報等)を選択 【患者】

限度額情報を提供しますか。

提供する

提供しない

完了しました。

マイナンバーカードを取り出し、待合室でお待ちください。

選択した場合

資格確認結果の取扱い

(医療機関等向けオンライン資格確認等システム 運用マニュアル抜粋)

資格確認結果の取扱い・留意事項

【資格確認結果を踏まえた取扱い】

- ✓オンライン資格確認にて取得できる情報は医療保険者等が登録した正確な情報のため、表示された内容のままレセプト請求していただくことが可能です。なお、被保険者証等の情報も活用し、各医療機関のご判断により、券面情報に基づいて資格情報の修正を行ってレセプト請求を行っていただいても差し支えありません。
- ✓各医療保険制度や公費負担医療制度の被保険者証等における項目と、オンライン資格確認で提供する項目の差異や留意事項を以下にまとめています。

基本情報及び資格情報（証情報）

オンライン資格確認データ項目

内容

基本情報※

※過去の日付で資格確認した場合であっても、現時点での氏名や住所等の情報を提供します。

1	氏名	【照会結果に係る留意事項】 ○「●」が含まれる ・旧字等について一部変換を行っているものの、変換できないものについては「●」として表示されます。 ・表示された内容のまま、レセプト請求していただくことが可能です。
7	住所 郵便番号	【照会結果に係る留意事項】 ○ 空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○「住所」に「●」が含まれる ・旧字等について一部は変換を行っているものの、変換できないものについては「●」として表示されます。

参考資料



オンライン資格確認の利用状況

※利用率=マイナ保険証利用件数/オンライン資格確認利用件数

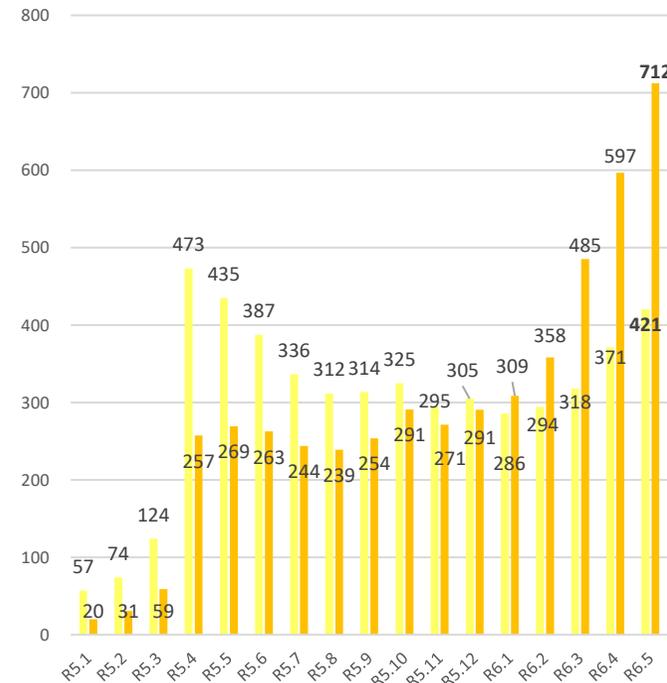
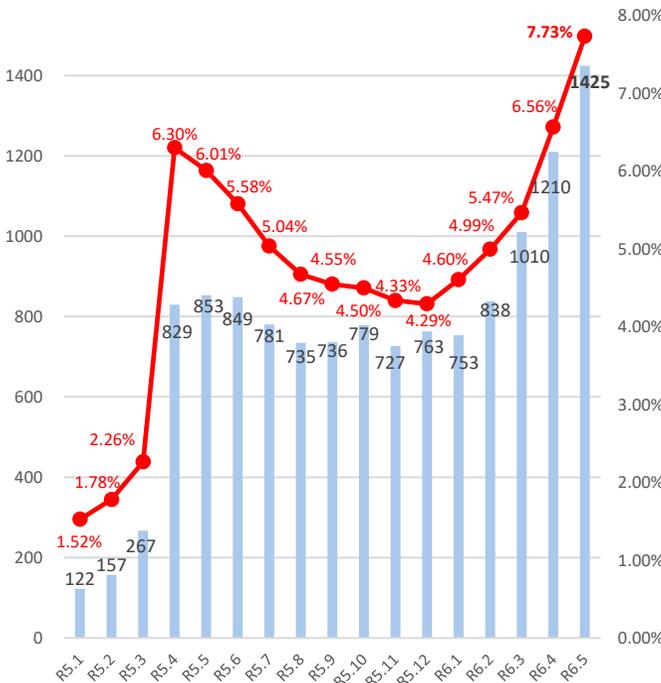
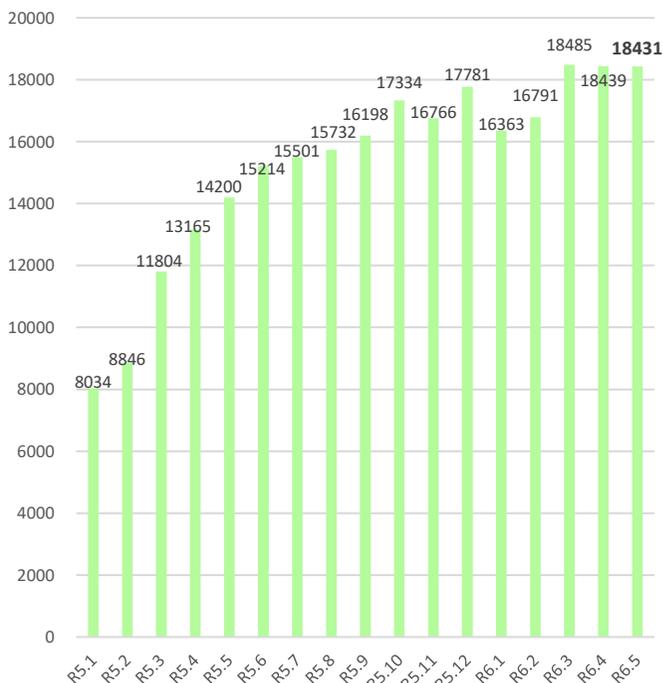
■ オンライン資格確認の利用件数 (万件)

■ マイナ保険証の利用件数 (万件)

● 利用率

■ 薬剤情報閲覧の利用件数 (万件)

■ 診療情報閲覧の利用件数 (万件)



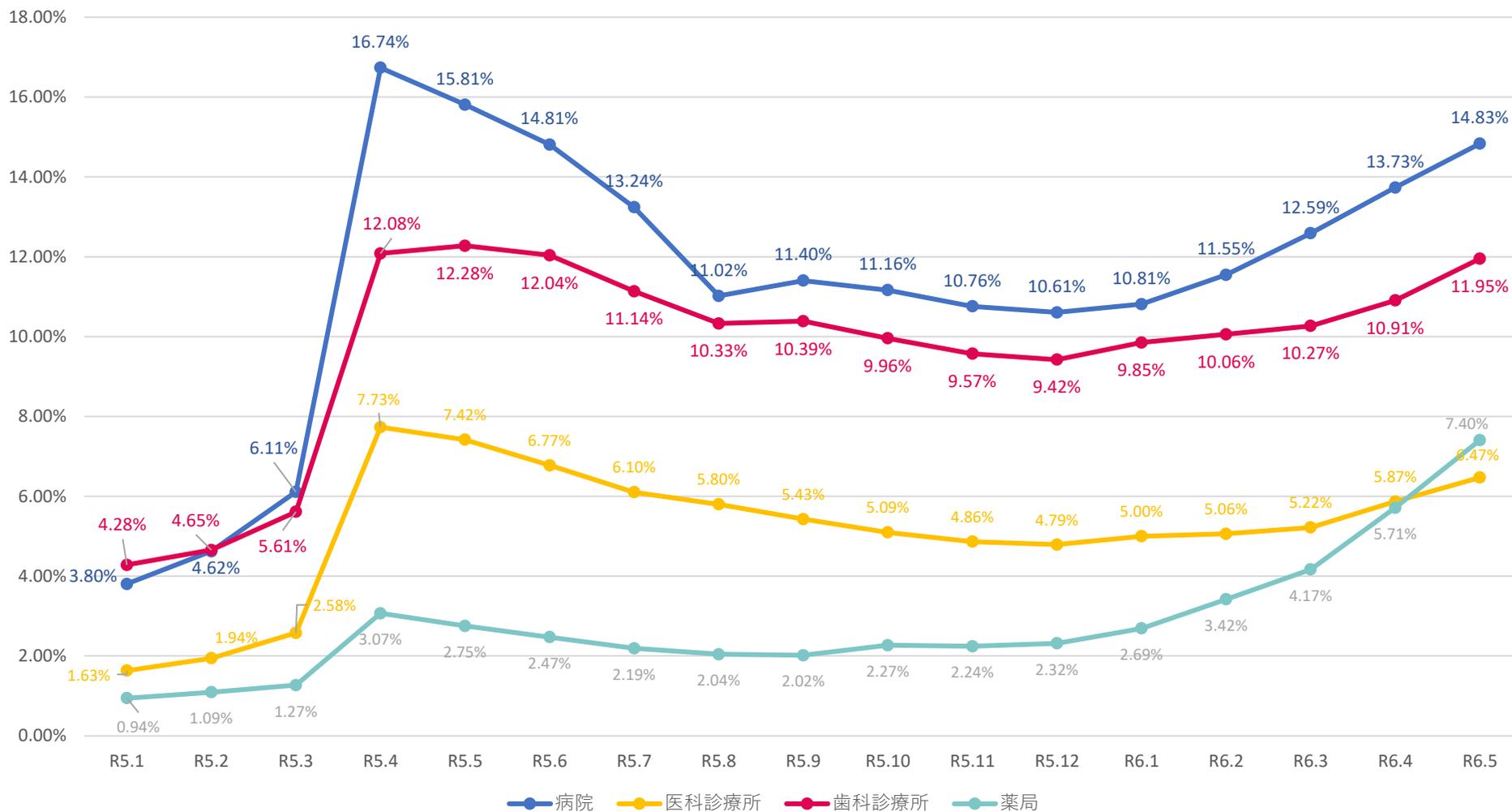
【5月分実績の内訳】

※紙の保険証受診であってオンライン資格確認を利用しない場合も含めた資格確認総件数は、直近で約2.46億件 (令和5年6月)

	合計	マイナンバーカード	保険証
病院	10,176,697	1,509,531	8,667,166
医科診療所	77,201,345	4,995,047	72,206,298
歯科診療所	12,425,963	1,484,922	10,941,041
薬局	84,506,824	6,257,580	78,249,244
総計	184,310,829	14,247,080	170,063,749

	特定健診等情報 (件)	薬剤情報 (件)	診療情報 (件)
病院	367,170	271,931	581,212
医科診療所	1,399,628	2,035,294	3,519,935
歯科診療所	245,070	274,733	173,232
薬局	1,942,723	1,624,301	2,849,133
総計	3,954,591	4,206,259	7,123,512

施設類型別のマイナ保険証利用率の推移



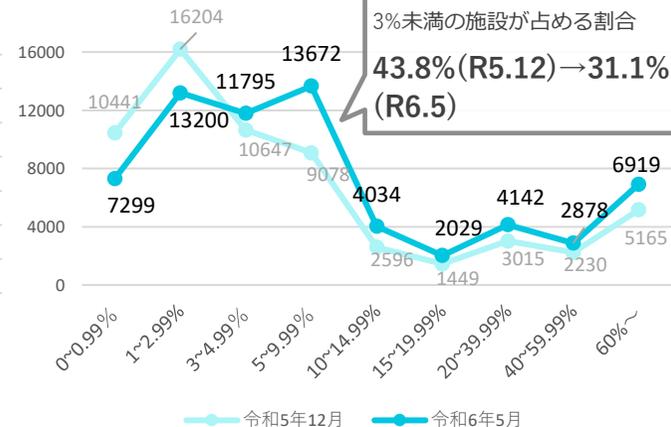
マイナ保険証の利用状況

■ マイナ保険証利用割合ごとの施設数の分布（利用件数割合）

令和5年12月、令和6年5月時点

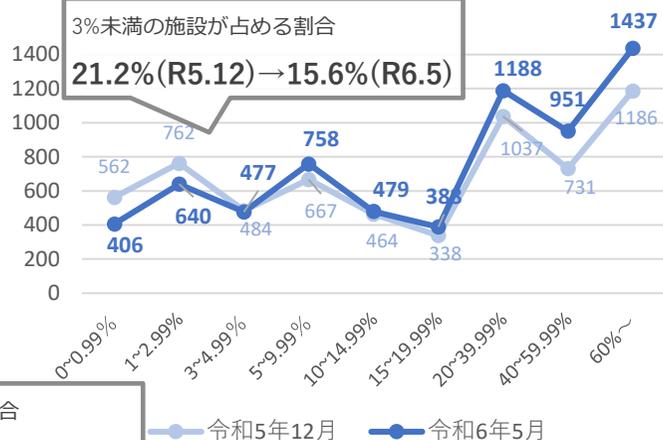
内科診療所

3%未満の施設が占める割合
43.8%(R5.12) → 31.1%(R6.5)



病院

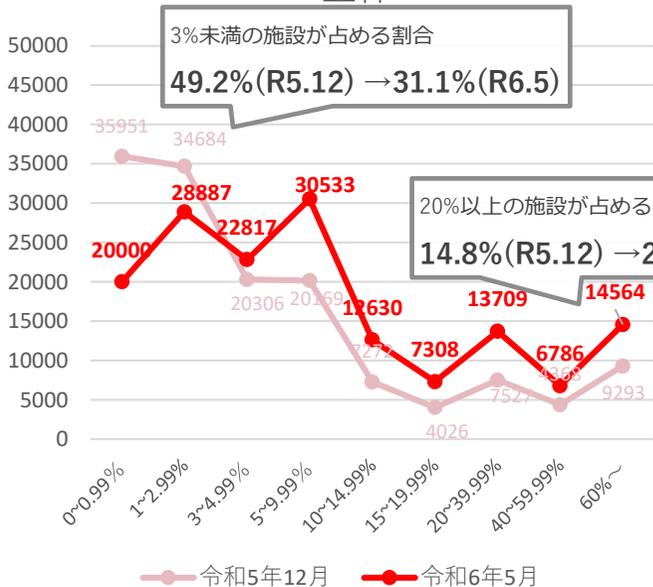
3%未満の施設が占める割合
21.2%(R5.12) → 15.6%(R6.5)



全体

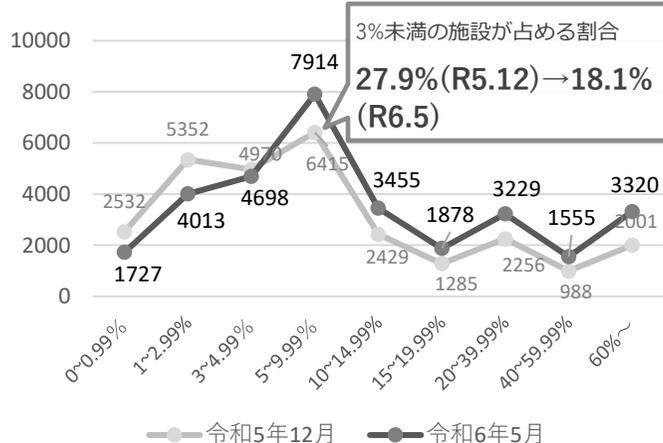
3%未満の施設が占める割合
49.2%(R5.12) → 31.1%(R6.5)

20%以上の施設が占める割合
14.8%(R5.12) → 22.3%(R6.5)



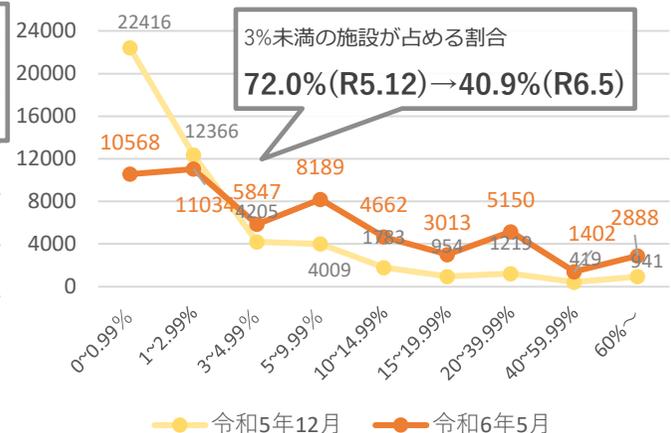
歯科診療所

3%未満の施設が占める割合
27.9%(R5.12) → 18.1%(R6.5)



薬局

3%未満の施設が占める割合
72.0%(R5.12) → 40.9%(R6.5)



※ 利用割合 = MNC利用件数 / オン資利用件数

※ オンライン資格確認利用件数50以上等の施設を対象に算出（施設数：143,596(R5.12)、157,234(R6.5)）

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用(令和6年5月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和6年5月)は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	8.32%(+1.19%)
青森県	5.99%(+1.39%)
岩手県	9.25%(+1.15%)
宮城県	7.11%(+1.01%)
秋田県	7.18%(+1.72%)
山形県	7.94%(+1.03%)
福島県	10.68%(+1.72%)
茨城県	9.53%(+1.39%)
栃木県	9.71%(+1.61%)
群馬県	8.95%(+1.44%)
埼玉県	6.94%(+0.93%)
千葉県	8.44%(+1.32%)
東京都	7.25%(+0.96%)
神奈川県	7.49%(+1.29%)

都道府県名	利用率
新潟県	11.03%(+1.79%)
富山県	12.52%(+2.07%)
石川県	12.17%(+2.02%)
福井県	11.63%(+1.68%)
山梨県	6.53%(+0.96%)
長野県	6.73%(+1.22%)
岐阜県	7.35%(+1.38%)
静岡県	8.93%(+1.65%)
愛知県	5.84%(+1.03%)
三重県	7.17%(+1.06%)
滋賀県	8.43%(+1.37%)
京都府	8.33%(+1.27%)
大阪府	6.85%(+0.93%)
兵庫県	7.31%(+1.03%)
奈良県	7.51%(+0.98%)
和歌山県	5.02%(+0.67%)

都道府県名	利用率
鳥取県	10.98%(+1.28%)
島根県	10.33%(+1.61%)
岡山県	7.49%(+1.16%)
広島県	8.23%(+1.33%)
山口県	9.85%(+1.71%)
徳島県	6.09%(+1.25%)
香川県	8.32%(+1.00%)
愛媛県	5.44%(+1.04%)
高知県	7.02%(+1.51%)
福岡県	7.20%(+1.00%)
佐賀県	8.33%(+0.99%)
長崎県	7.90%(+0.97%)
熊本県	8.20%(+0.98%)
大分県	7.29%(+0.87%)
宮崎県	9.70%(+0.65%)
鹿児島県	11.98%(+1.14%)
沖縄県	3.42%(+0.14%)

全国	7.73%(+1.17%)
----	---------------

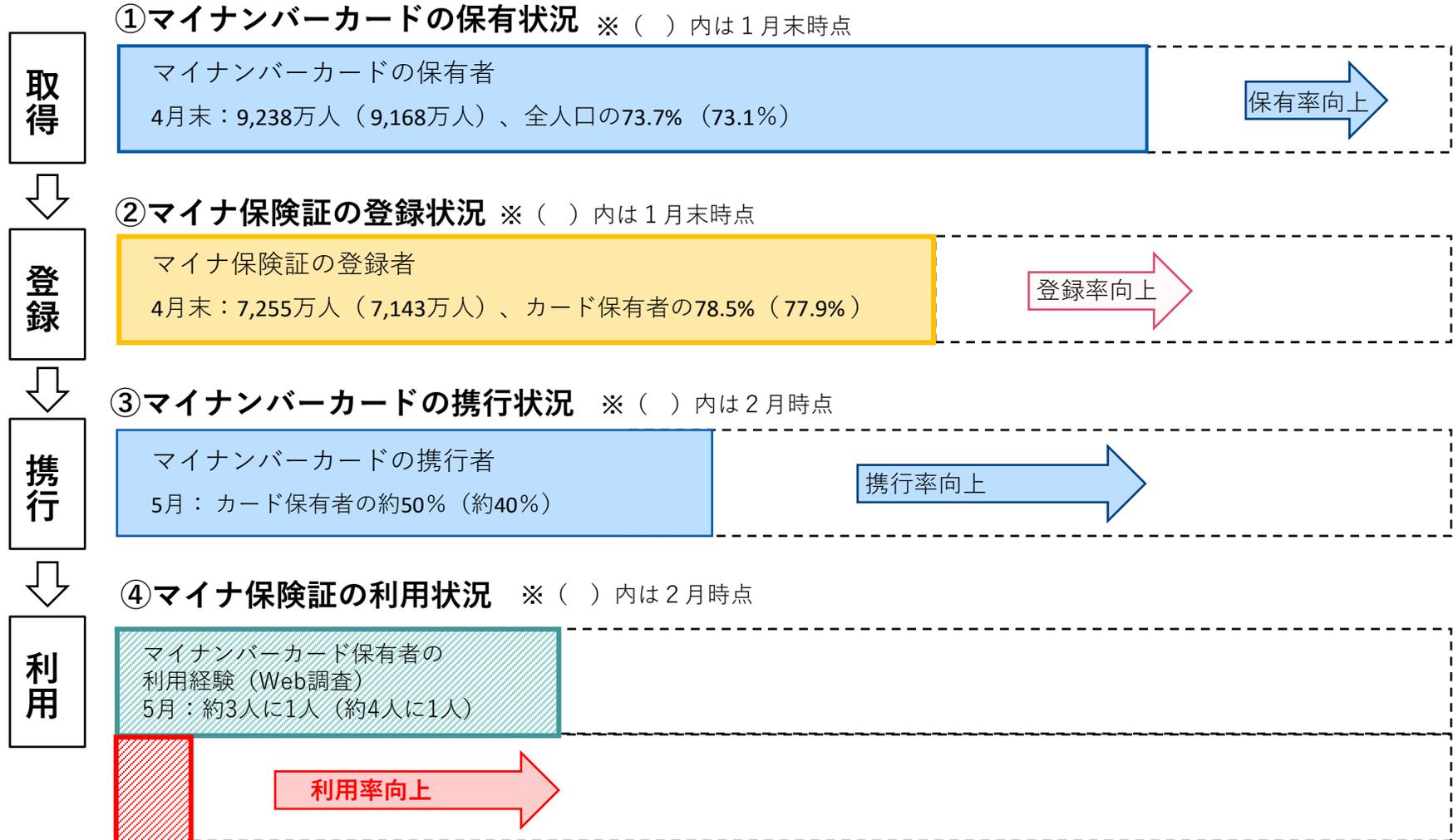
※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和6年4月の値からの変化量(%ポイント)) 18

医療機関・薬局の取組状況

- 2月と5月の診療報酬請求時に、オンライン請求を実施している**全施設（約17万施設）**に対し、マイナ保険証利用促進の取組状況について**アンケート調査を実施**。
- 「マイナンバーカードお持ちですか」などの**声かけ**は、**約4割→6割超に増加**。ホームページでの**マイナンバーカードの持参の案内**は、**17%→26%**に増加。
- 一方、**取組を行っていない**との回答は、**17%→15%**とほぼ横ばい。

	1:受付窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカードお持ちですか」などに切換え		2:ホームページの外来案内や施設内の掲示等に「マイナンバーカード」の持参について記載		取組は行っていない	
	2月	5月	2月	5月	2月	5月
病院	35.29%	55.01%	25.33%	37.40%	13.92%	14.78%
医科診療所	35.95%	54.99%	18.05%	28.07%	20.37%	20.12%
歯科診療所	49.23%	66.34%	13.92%	19.83%	18.77%	16.63%
薬局	42.57%	72.65%	15.72%	26.45%	11.83%	8.25%
総計	40.76%	63.57%	16.79%	26.15%	16.89%	15.01%

マイナ保険証に関する現状



マイナ保険証の利用実績 ※（ ）内は1月時点
5月：1,425万件（753万件）、7.73%（4.60%）

カード保有者の約1/3 カード保有者の約1/2 7,255万人 9,238万人 12,542万人
(マイナ保険証の利用経験がある者) (マイナ保険証の携行者) (マイナ保険証登録者) (カード保有者) (R5.1.1時点の住基人口) 20

医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援 (一時金の見直し)

令和6年6月21日

第179回社会保障審議会
医療保険部会

資料1
(一部改変)

- 利用率20%以上の医療機関・薬局は、R5.12の14.8%からR6.5では22.3%に増加。本年5月時点で一時金上限の10万円（20万円）に達している施設も相当数あり、これらの施設においても、窓口でのお声掛けやチラシ配布等さらなる利用増のために取り組んでいただくことが重要。
- こうした利用率の高い施設における一層の利用増に向けた取組を支援するため、利用人数の増加に応じて、診療所・薬局の一時金を最大20万円（病院は最大40万円）とする。

		10月実績からの増加件数（※下段は病院の要件）																			
		1人 以上	10人 以上	10人 以上	40人 以上	20人 以上	80人 以上	30人 以上	150人 以上	50人 以上	250人 以上	70人 以上	350人 以上	80人 以上	450人 以上	100人 以上	540人 以上	160人 以上	720人 以上	240人 以上	900人 以上
10 月 実 績	3%未 満	0		0		0		3万		5万		7万		10万		15万		17万		20万	
		0		0		0		10万		12万		15万		20万		30万		35万		40万	
	3～ 5%	0		0		3万		5万		7万		10万		15万		17万		20万			
		0		0		10万		12万		15万		20万		30万		35万		40万			
	5～ 10%	0		3万		5万		7万		10万		15万		17万		20万					
		0		10万		12万		15万		20万		30万		35万		40万					
	10～ 20%	3万		5万		7万		10万		15万		17万		20万							
		10万		12万		15万		20万		30万		35万		40万							
	20～ 30%	5万		7万		10万		15万		20万		30万		35万		40万					
		12万		15万		20万		30万		35万		40万									
30～ 40%	7万		10万		15万		20万		30万		35万		40万								
	15万		20万		30万		35万		40万												
40% ～	10万		15万		20万		30万		35万		40万										
	20万		30万		35万		40万														

※ 令和5年10月診療分のレセプト件数が150件以下の施設（小規模施設）については、規模に配慮した区分を設定。

		10月実績からの増加人数						
		1人 以上	5人 以上	10人 以上	15人 以上	25人 以上	35人 以上	40人 以上
10 月 実 績	3%未 満	0	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万
	3～5%	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万	
	5～10%	1万	1.5万					

※小規模施設であっても令和5年10月の実績が10%以上の場合や5～10%で10人以上増加の場合は小規模施設でない方の要件を満たすこととなる。

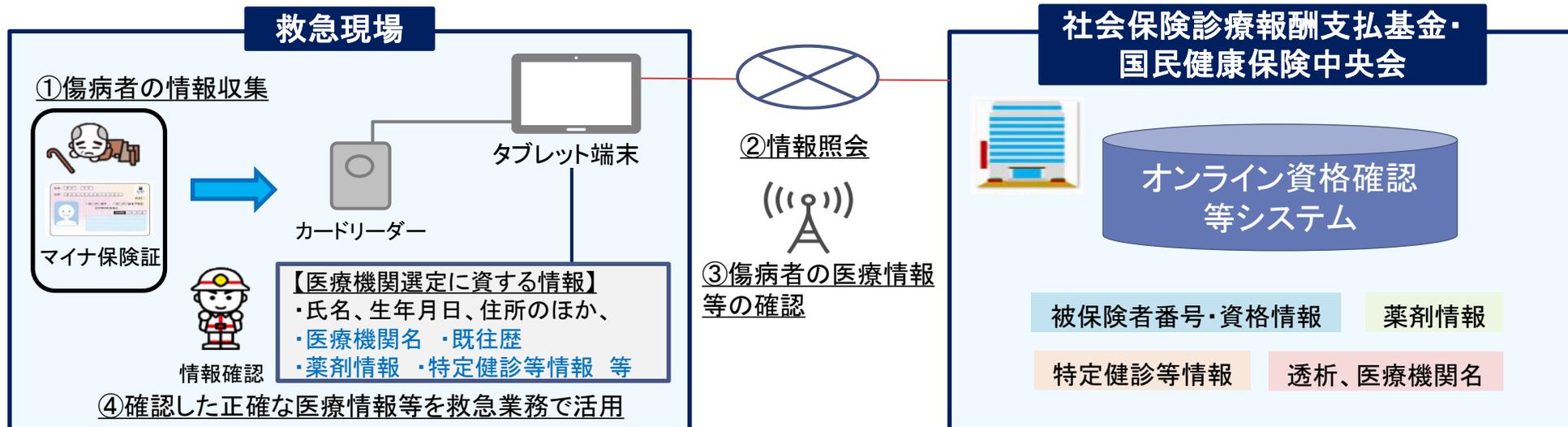
※小規模施設区分の上限を超えた場合、通常の基準で給付を受けることも可能

マイナ保険証を活用した救急業務の迅速化・円滑化

救急隊がマイナ保険証を活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することで、救急活動の迅速化・円滑化を図る実証事業（マイナ救急）を今年度から実施中。 ※全国の67消防本部660隊において本年5月から順次開始。

【期待される主な効果】

- ✓ 自分の病歴や飲んでいる薬を救急隊に正確に伝えることができる
- ✓ 救急隊が病院の選定や搬送中の応急措置を適切に行える
- ✓ 搬送先病院で治療の事前準備ができる



マイナ救急に関する政府方針（令和6年6月21日閣議決定）

「経済財政運営と改革の基本方針2024」

3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

(1)DX

(デジタル・ガバメント)

カード活用による救急業務の迅速化・円滑化について全国展開を推進する

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

b マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化

救急隊がマイナンバーカードを活用して、オンライン資格確認等システムから傷病者情報を正確かつ早期に把握することによる救急業務の迅速化・円滑化について、2024年度に先行実施する67消防本部660隊が参画する全国規模の実証事業の結果を踏まえ、2025年度に全国展開を推進する。

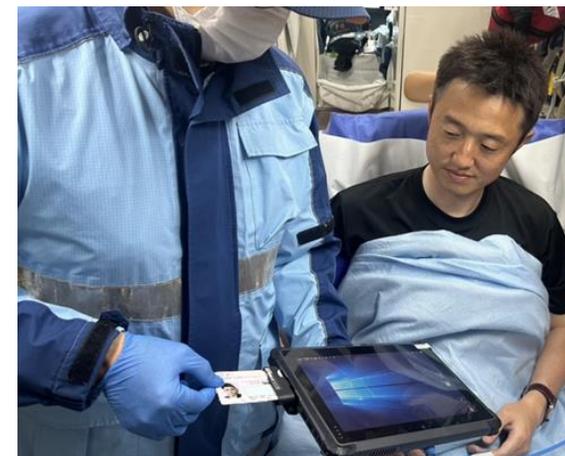
(参考) マイナ救急実証事業の今後のスケジュール

開始時期	5月23日(開始済)	6月11日(開始済)	7月2日(開始済)	7月12日	7月26日
実施 消防本部	平塚市消防本部 姫路市消防局 都城市消防局	仙台市消防局 前橋市消防局 東京消防庁 鈴鹿市消防本部 彦根市消防本部	奈良県広域 消防組合消防本部	山形市消防本部 岐阜市消防本部 八幡浜地区施設 事務組合消防本部	さいたま市消防局 四日市市消防本部 熊本市消防局

実証事業取組風景



開始時期	8月9日	8月23日	9月6日
実施 消防本部	最上広域市町村圏事務組合 消防本部 かすみがうら市消防本部 大洗町消防本部 小山市消防本部 高崎市等広域消防局 松戸市消防局 茅ヶ崎市消防本部 厚木市消防本部 飯田広域消防本部 木曾広域消防本部 豊橋市消防本部 大府市消防本部 尾張旭市消防本部 津市消防本部 岡山市消防局 防府市消防本部 土佐清水市消防本部	札幌市消防局 三沢市消防本部 能代山本広域市町村圏組合消防本部 筑西広域市町村圏事務組合消防本部 成田市消防本部 横須賀市消防局 逗子市消防本部 葉山町消防本部 長野市消防局 静岡市消防局 浜松市消防局 磐田市消防本部 衣浦東部広域連合消防局 浜田市消防本部 海部消防組合消防本部 宮崎市消防局	福島市消防本部 会津若松地方広域市町村圏整備組合 消防本部 笠間市消防本部 常総地方広域市町村圏事務組合 消防本部 埼玉東部消防組合消防局 川崎市消防局 秦野市消防本部 伊勢原市消防本部 加賀市消防本部 能美市消防本部 名古屋市消防局 京都市消防局 大阪市消防局 奈良市消防局 総社市消防本部 東備消防組合消防本部 長崎市消防局 別府市消防本部 那覇市消防局



救急業務におけるマイナ保険証のメリットの周知・広報

- 救急時のメリットを享受するには、マイナ保険証が必要。このため、マイナンバーカードの**保険証利用登録と携行**を広く国民に呼びかける必要がある。
- 救急搬送される傷病者のうち62.1%(令和4年)は高齢者。救急業務におけるマイナ保険証のメリットは、特に高齢者に対して訴求力があるため、医療機関の周知広報物など高齢者の目に触れるよう周知・広報に取り組む。

主な取組

- 実証事業を行う域内の医療機関において、**チラシの配布やポスターの提示**【5月～】
- 実証事業の**地元広報紙**における周知・広報【5月～】
- 救急車に添付する**ステッカー**を各消防本部に配布【5月～】
- **三大臣（総務大臣・厚生労働大臣・デジタル大臣）**の東京消防庁視察【6月25日】

【マイナ救急ステッカー】



【地元広報紙の例】



【配布チラシのイメージ】

マイナンバーカードの保険証利用登録をした上で、ぜひお持ち歩きください

〇〇市では、マイナンバーカード（保険証利用登録が必要）を活用して**救急搬送を円滑化、迅速化する実証事業**を実施します。
●〇月●●日～〇〇月●●日に実施。今年度には全国展開予定です。

救急業務でマイナンバーカードを活用するメリット

- 自分の病歴や飲んでいる薬を救急隊員に正確に伝えることができます
- 救急隊員が病歴の確認や搬送中の応急措置を適切に行えます
- 搬送先病院でも治療の事前準備ができます

● マイナンバーカードの保険証利用には他にもメリットが！ ●

- より早い処置を受けられる
- 手続きなく高齢世帯の視察券をスムーズに発行
- 医療費を節約できる

● 保険証利用登録は今日ここでカンタンにできます！ ●

当所保健センターの取付受付カードリーダーで、カンタンに保険証利用登録ができます。いつでもどこにも併せて、利用可能の上、日没後はお持ち歩きをお断りします。

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたいはこちら

厚生労働省 0120-95-0178
東京都消防庁 03-5338-2900
東京都消防庁 03-5338-1700

※この他に、テレビCMやデジタル庁のYouTubeにおいて、マイナ救急のメリットを訴求することも検討。

【三大臣で東京消防庁を視察】



データ登録の迅速化に向けた保険者のチェックリスト (健保組合向けのイメージ) ~その1~

1 対応の全体像

① 資格取得の事実発生から5日以内に保険者に資格取得届が提出されていないケースについて、資格取得届の提出に時間を要している要因分析を行っている。	<input type="checkbox"/>
② 資格取得届の提出を受けてから5日以内に加入者情報を中間サーバーに登録していないケースについて、登録に時間を要している要因分析を行っている。	<input type="checkbox"/>
③ 上記の要因に応じた対策と縮小に向けた対応スケジュールを策定している。	<input type="checkbox"/>
④ スケジュールに基づいた進捗について定期的に確認している。	<input type="checkbox"/>

2 保険者内における取組

① 被扶養者の認定が迅速に行われるよう、必要書類の周知を事業主・加入者に対して行っている。	<input type="checkbox"/>
② 4月等の業務繁忙期において、柔軟な人員配置を行う等の体制整備を行っている。	<input type="checkbox"/>
③ J-LIS照会の結果、不一致が生じた場合の対応フローが明確に策定されている。	<input type="checkbox"/>
④ 5情報によるJ-LIS照会・個人番号取得ではなく、届出による個人番号取得ができるよう、事業主等への働きかけを行っている。	<input type="checkbox"/>
⑤ タイムリーに中間サーバーへの情報登録が行われるよう、基幹システムから統合専用端末への情報連携を経常的に行うために効率的な事務運用（例:USBを使った情報連携のサーバー間連携へのシステム移行等）を行っている。	<input type="checkbox"/>

データ登録の迅速化に向けた保険者のチェックリスト (健保組合向けのイメージ) ～その2～

3 事業主に対する取組

① 個人番号の管理を外注している場合でも、保険者に対して個人番号が迅速に提出されるよう、事業主等への働きかけを行っている。	<input type="checkbox"/>
② 必要書類が迅速に提出されるよう、事業主等への働きかけを行っている。	<input type="checkbox"/>
③ 事前確認を行っている場合には、届書の記載不備が生じないよう、事業主に対して事前確認に必要なチェックリストの提供や注意喚起を行っている。	<input type="checkbox"/>
④ オンライン申請が可能な環境を整備するとともに、その利用を働きかけている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 新規採用・転職等による資格異動の際、内定者については入社日前に資格取得届等の作成を行うよう、事業主に対して働きかけている。	<input type="checkbox"/>

4 加入者に対する取組

① 加入者に対して、届書に添付する必要書類をわかりやすく説明するとともに、早期の書類提出を呼びかけている。	<input type="checkbox"/>
② 一定期間、届出書や必要書類の提出がない場合に督促を行うよう、事業主への働きかけを行っている。	<input type="checkbox"/>

これまでのオンラインセミナーのご紹介

厚生労働省では、各医療機関・薬局におけるマイナ保険証の利用促進に役立つ動画を多数用意。ぜひこちらをご覧ください。

- マイナンバーカードの保険証利用を推進するための オンラインセミナー(令和5年10月配信)
<https://www.youtube.com/watch?v=QJrdxpjp16w>
- マイナ保険証利用促進支援策等について(令和5年12月配信)
<https://www.youtube.com/watch?v=Fpk7OLdPNdM>
- マイナ保険証支援金セミナー & 報酬改定のプチお知らせ(令和6年1月配信)
<https://www.youtube.com/watch?v=ckMdwpbfnHs&t=205s>
- 賃上げ等に関する診療報酬改定 & マイナ保険証の利用促進に関するオンラインセミナー(令和6年2月配信)
<https://www.youtube.com/watch?v=aS3olEWSwBs&feature=youtu.be>
※他に、病院・歯科診療所・薬局向けセミナーとして、関係団体と2月に共同開催
- マイナ保険証移行・電子処方箋導入への医療機関・薬局向けセミナー
～高利用率 & 支援金ゲットのメソッドをお伝えします～(令和6年3月配信)
<https://www.youtube.com/live/DCnkbkpWQNA?feature=share>
- 「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と利用促進のためのツール・一時金のご案内セミナー
(令和6年4月配信)
<https://youtu.be/djrJXLRmch8?si=bizU-rBiYEpOat6e>